## 三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成28年3月29日(火)

開会午後1時00分閉会午後3時30分

- 2. 会 場 三次市役所本館 6階 601会議室
- 3. 出席委員 教育長松村智由

委 員沖田 稔

委 員 小根森直子

委 員藤原博已

委員 土井純子

4. 出席職員 教育次長中宗久之

学校教育課長 稲 倉 孝 士

教育委員会事務局付課長 出 口 康 子

文化と学びの課長 杉 原 達 也

教育総務係長 廣 瀬 恭 子

文化と学びの課主任 宮 西 美 裕

## 5. 議事日程

- (1) 議案第54号 三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の制定について
- (2) 議案第55号 三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部改正について
- (3) 議案第56号 三次市社会教育委員の委嘱について(非公開)
- (4) 議案第57号 三次市立奥田元宋・小由女美術館美術品等収集評価委員会 委員の委嘱について(非公開)
- (5) 議案第58号 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会委員の任命に ついて(非公開)
- (6) 議案第59号 三次市民ホール館長の任命について(非公開)
- (7) 議案第60号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について(非公開)

- (8) 議案第61号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について (非公開)
- (9) 議案第62号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について(非公開)
- (10) 議案第63号 三次市青少年指導相談員の任命について(非公開)
- (11) 議案第64号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について (非公開)
- (12) 議案第65号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について(非公開)
- (13) 議案第66号 三次市教育相談員の任命について(非公開)
- (14) 議案第67号 三次立中学校非常勤講師(市費支弁のもの)の任用について (非公開)
- (15) 報告1 三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について
- (16) 報告 2 三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付要綱の一部改正に ついて
- (17) 報告3 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱の 一部改正について
- (18) 報告4 三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部改正について

文化と学びの課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いする。

松村教育長 小学校の卒業式には教育委員のみなさんにも出席いただき,ありがとうございました。6年生が卒業した学校では指導要録の整理等や来年度に向けての準備をしているところである。

この時期はまた,長期研修に行っていた職員やこれから長期研修に行く予定の職員が教育委員会にあいさつに来ている。

文化と学びの課長教育長に進行をお願いする。

松村教育長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第56号から 第67号については人事案件のため、公開になじまないものと判断する。 ついては同会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆 さんにお諮りする。 異議はないか。

委員一同 ―異議なし―

松村教育長 それでは、議案第54号、第55号および協議・報告事項の報告1から報告4までについては公開とし、議案第56号から第67号については非公開とする。

松村教育長 それでは,議案第54号三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則

の制定について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の制定に ついて、提案するものである。

沖田委員 減免措置について、どのような場合に減免となるのか。

文化と学びの課長 減免については条例で定めてある。使用料の減免は市長の権限となる。

小根森委員 辻村寿三郎さんのアトリエになるのか。

文化と学びの課長 基本的にはどなたにも使っていただくことができる施設である。辻村寿 三郎さんのための施設ではない。

小根森委員 辻村寿三郎さんのための施設ではないとのことだが, 当分の間は借りることができないのか。

文化と学びの課長 借りていただく第1号が辻村寿三郎さんである。長期になる可能性は高い。

藤原委員 使用料の規定はあるのか。

文化と学びの課長条例別表に規定している。

土井委員 辻村さんがアトリエと創作スペースを借りられるということだが、その他 に利用できるスペースはないのか。

文化と学びの課長ない。

小根森委員 交流館なら公共性が高いものであるべきである。借りる方の精査が必要ではないか。誰でも借りられるのか。

文化と学びの課長 どなたでも使っていただくことができる。教育委員会で趣旨に応じた申 請には許可をする。

松村教育長 規則の制定についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 続いて,議案第55号三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部改 正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、平成28年4月1日から三次市教育委員会に対する事務委任 規則が改正されることに伴い、現在、学校で施設使用の受付及び許可を行っていない施設を削除するため、三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正するものである。

松村教育長 議案第55号についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

議案第56号 三次市社会教育委員の委嘱について (人事案件のため非公開)

- 議案第57号 三次市立美術館美術品等収集評価委員会委員の委嘱について (人事案件のため非公開)
- 松村教育長 次に、協議・報告事項の報告2三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付 要綱の一部改正について、報告3三次市スポーツ・文化振興事業検討委員 会設置要綱の一部改正について事務局からの説明を求める。
- 文化と学びの課長 一三次市スポーツ・文化振興事業補助金交付要綱の一部改正について一
- 文化と学びの課長 —三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱の一部改正につい て—
- 沖田委員 報告2について、平成31年3月31日限りで効力を失うとあるが、見通 しはいかがか。
- 教育次長 市の全ての補助金交付要綱の効力が平成31年3月31日までとなる。三 次市・文化スポーツ振興事業補助金については、スポーツ・文化みよし夢 基金の利息で運用してきた。利息が少なくなってきており、今後は、基金 を取り崩して子どものスポーツや文化振興への助成にシフトしていくことを考えている。
- 小根森委員 広報はどのようにするのか。
- 文化と学びの課長 広報紙やホームページへの掲載を考えている。
- 小根森委員 特定の人ばかりが補助金を申請しないよう,多くの方に申請していただき たい。
- 議案第58号 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会委員の任命について (人事案件のため非公開)
- 議案第59号 三次市民ホール館長の任命について (人事案件のため非公開)
- 議案第60号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について (人事案件のため非公開)
- 議案第61号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について (人事案件のため非公開)

- 議案第62号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について (人事案件のため非公開)
- 議案第63号 三次市青少年指導相談員の任命について (人事案件のため非公開)
- 議案第64号 三次市学校支援ネットワーク地域サポーターの委嘱について (人事案件のため非公開)
- 議案第65号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について (人事案件のため非公開)
- 議案第66号 三次市教育相談員の任命について (人事案件のため非公開)
- 議案第67号 三次市立中学校非常勤講師(市費支弁のもの)の任用について (人事案件のため非公開)

松村教育長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 ―三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について―

沖田委員 帳簿の保存期間を5年から10年にする理由を教えていただきたい。

文化と学びの課長 確認をしていないが、財政課で何らかの理由があり保存期間を10年で 統一した。

文化と学びの課長 一三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部改正について一

沖田委員 活動状況はいかがか。

文化と学びの課長 総額40万円の補助金であるが、ほぼ全額使っている。各地域で活動されている。

沖田委員 40万円では少ないのではないか。

文化と学びの課長 自治連が関わる活動も多くあり、それについては自治連で負担される。

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。